

第 16 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 17 年 3 月 1 日(火)

14：00～16：00

場所：厚生労働省専用第 15 会議室

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況について

(1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 13 回食品輸出入検査・認証制度部会
- ・ 第 55 回執行委員会
- ・ 第 11 回食肉衛生部会

(2) 今後のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 37 回食品衛生部会

2. その他

第16回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料No.	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第13回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 議題 [仮訳]
4-(2)	第13回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要
5-(1)	第55回執行委員会 (CCEXEC) 議題 [仮訳]
5-(2)	コーデックス部会の構成と部会・特別部会の所掌の検証 [抜粋・仮訳]
5-(3)	第55回執行委員会 (CCEXEC) 報告書のポイント [抜粋・仮訳]
6-(1)	第11回食肉衛生部会 (CCMH) 仮議題 [仮訳]
6-(2)	第11回食肉衛生部会 (CCMH) 概要
7-(1)	第37回食品衛生部会 (CCFH) 仮議題 [仮訳]
7-(2)	第37回食品衛生部会 (CCFH) 主要検討議題
参考	バイオテクノロジー応用食品特別部会の開催について

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50 音順)

いしい ひろゆき 石井 胖行	味の素 (株) 品質保証部長
おざわ りえこ 小沢 理恵子	日本生活協同組合連合会 くらしと商品研究室長
かすみ たかふみ 春見 隆文	(独) 食品総合研究所 理事長
かどま ひろし 門間 裕	(財) 食品産業センター 企画調査部長
かんだ としこ 神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
くまがい すすむ 熊谷 進	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
すずき ひろゆき 鈴木 宏侑	日本食品添加物協会 常務理事
たまき たけし 玉木 武	(社) 日本食品衛生協会 理事長
はすお たかこ 蓮尾 隆子	家庭栄養研究会 副会長
はら こうぞう 原 耕造	全国農業協同組合連合会 大消費地販売推進部次長
ほその あきよし 細野 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに みつこ 松谷 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら やすあき 山浦 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

FAO/WHO合同食品規格計画

第 13 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2004 年 12 月 6 日 (月) ~12 月 10 日 (金)
 場所 : メルボルン (オーストラリア)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3.	ステップ 4 における規格素案及び関連文書の検討
(a)	食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価のためのガイドラインの付属文書 (ステップ 4)
(b)	電子証明のための原則素案 (ステップ 4)
(c)	リスクベースによる輸入食品の検査のためのガイドライン素案 (ステップ 4)
4.	食品検査認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシングについての討議資料
5.	輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン改訂についての討議資料
6.	公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂についての討議資料
7.	食品輸入管理制度のためのガイドラインにおける“適当な期間”の明確化についての討議資料
8.	その他及び今後の作業
9.	次回の開催日時及び開催地
10.	報告書の採択

第 13 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要

1 開催日及び開催場所

平成 16 (2004) 年 12 月 6 日 (月) ~ 12 月 10 日 (金)
メルボルン (オーストラリア)

2 参加国及び国際機関

49 加盟国、1 地域経済統合機関、11 国際機関 計 196 名

3 我が国からの出席者

厚生労働省

医薬食品局	食品安全部企画情報課食品国際企画調整官	梅田珠実
医薬食品局	食品安全部企画情報課検疫所業務管理室衛生専門官	太齊雅幸
医薬食品局	食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室衛生専門官	田中 誠

農林水産省

消費・安全局	消費・安全政策課国際室長	小川良介
--------	--------------	------

4 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価のためのガイドラインの付属文書について (議題 3 (a))

第 26 回総会において採択された「食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン」(CAC/GL 53-2003) について、韓国及びペルーからのコメントに基づき、ガイドラインの実施に資するように、より具体性をもたすための添付資料について検討することとしたものであり、米国を中心とするドラフティンググループにより作成されたものである。

作業にあたっては、既存のガイドラインとの整合性を図りながら、以下の 6 項目について、優先順位を決定し、段階的に検討することが提案された。

- ① 同等性を評価する措置の特定
- ② 同等性評価のための要請文書
- ③ 同等性評価のための輸出国への現地訪問の条件
- ④ 比較のための客観的な根拠の決定
- ⑤ 同等性の判断過程における詳細項目
- ⑥ 輸入国による技術的援助・協力

討議の結果、同等性評価を行うためのベースとなる必要事項等に係る②、④、⑤の作業を優先的に実施することで合意された。この作業のため、米国を中心とする作業部会を再招集することとされ、我が国もメンバーに参加することとした。

また、①、③、⑥の作業については、先の作業の完了した後に開始することとされ、さらに、⑥については、米国が執行委員会の勧告、検査認証に係る他のコーデックスのテキストで引用されている技術的援助・協力の必要性

をもとに、討議資料を準備することとなった。

5 電子証明のための原則素案（議題3（b））

本原則素案は、既存の「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン」（CAC/GL 38-2001）に付随した電子証明書の作成、転送、受理についての原則を検討するために、オーストラリアを中心としたドラフティンググループにより作成されたものである。

本原則素案には、輸出国及び輸入国間での電子データの交換に際して、国際的な標準規格への準拠やデータの暗号化、ファイヤウォール、アクセスの制限等のセキュリティ確保に配慮することが規定されている。

本部会は、本原則素案の第28回総会での採択に向け、ステップ6、ステップ7を省略し、ステップ5/8へ進めること及び既存の「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン」（CAC/GL 38-2001）の付属資料として本原則素案を添付することを総会に推奨することで合意した。

6 リスクベースによる輸入食品の検査のためのガイドライン素案（議題3（c））

本素案については、第12回部会において、米国から新規作業として食品安全に求められるリスクをベースにした輸入食品の検査のためのガイドライン作成の提案がなされたものであり、米国を中心としたドラフティンググループにより作成されたものである。

本素案は、食品貿易の成長に伴い、世界市場においてより多くの国々が生産に携わることにより、多種多様な食品が増加しており、これら食品の安全性を確保するために、監督官庁が、輸入国の健康および食品安全基準への輸入食品の遵守を保証するための適切なシステムを開発することを支援するものであり、輸入食品の輸入時のリスクをベースにした管理検査を遂行するための原則及びガイドラインを確立することを目的としている。

本素案に関する議論としては、リスク分類と検査強度との関連を検討すべき、食品原料を含むすべての輸入食品に対して適用され、その目的は、非安全面に関する事項（経済的不正行為の予防、消費者への欺瞞等）へは拡張せず、食品安全のみに焦点を置くべきなどの意見が出され、さらに、証明書の確認、ランダムサンプリングからロットごとの検査に至る輸入時の検査について、検査強化は、科学に裏付けされた公衆衛生上のリスクに着目し、人への健康リスクの可能性に基づいて決定されるべきことに議論が及んだ。

最終的に本部会は、本素案の標題を「リスクベースによる輸入食品の検査のための原則及びガイドライン素案」と改め、米国を中心とした作業部会により、本素案の更なる見直しを行い、ステップ3として意見を求めることに合意した。

なお、本作業部会には、我が国もメンバーに参加することとした。

7 食品検査認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング（T/PT）について（議題4）

第 27 回総会において採択された T/PT の定義（「生産・加工・流通の特定段階において、食品の動向を追跡する能力」）、オーストラリアにより作成された討議資料を踏まえた検討がなされた。

議長からは、昨年の部会以降に各地で開催されたセミナーで、本問題に異なった見解があること、T/PT の適用に関し議論すべきポイントがいくつかあること、食品安全と公平な貿易の両方併せて又は分けて検討すべきか否かの論点があることが明確になったとの説明があった。

優先的な問題として T/PT の適用のための原則についての新規事業の提案をするという第 27 回総会の要求に応じるため、議長は本部会は本議論を広く十分に行うための新規事業の提案を第 28 回総会に提示するよう合意すべきであると指摘した。

本部会は、T/PT の適用の範囲について見解の相違があり、食品安全と非食品安全の問題を含む幅広い適用範囲があること、及びコーデックスは消費者の健康保護と公正な食品貿易の保証という 2 つの目的を持つことを確認した。

本部会は食品輸出入検査・認証制度に係る T/PT の適用のための原則を策定する必要性について合意した。また、原則の範囲のさらなる議論は第 28 回総会で新規事業として承認された後、作業部会を開催し行うことで合意した。作業部会はオーストラリアを議長とし、アルゼンチンとノルウェーが副議長を務めることとなり、全てのコーデックス加盟国とオブザーバーに参加を呼びかけることとなった。

8 その他

(1) 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン改訂案について（議題 5）

本案については、既存の「輸入食品の不合格品についての情報交換のためのガイドライン(CAC/GL 25-1997)」について、インドを中心とした作業部会が改正案を作成したものである。

本討議資料はまずははじめにガイドラインの改訂の明確な必要性を証明するよりもむしろガイドラインの変更点に焦点が当てられているとの指摘がなされた。

本部会は、インドを中心とした作業部会が本部会での議論や提出されたコメントを踏まえ、ガイドラインの改訂の必要性を明確に証明するために討議資料の改訂を行い、次回の部会で新規の作業にするかどうかを決定することで合意した。

(2) 公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改訂案について（議題 6）

第 12 回部会において「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン (CAC/GL 38-2001)」をより精巧なガイドラインとするための見直しを行うこととされ、米国を中心とした作業部会により作成されたものである。

本部会は、ガイドライン改訂の新しい作業に着手する提案を概ね支持し、

新規事業としての承認のため、執行委員会を経て、第 28 回総会に提示することで合意した。

また、米国を中心とした作業部会がガイドラインの改訂案を準備することとされ、我が国もメンバーに参加することとした。

(3) 食品輸入管理制度のためのガイドラインにおける「適当な期間」の明確化について（議題 7）

「輸入食品輸入管理制度ガイドライン」に規定された「適当な期間」について第 26 回総会におけるパラグアイからの提案に基づき作成された資料が議論された。

いくつかの条件の下、「適当な期間とは通常少なくとも 6 ヶ月の期間を意味すると理解すべし」とする WTO 決定 (WT/MIN(01)/17) が、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS) や技術的貿易障壁に関する協定 (TBT) 協定を含む WTO 協定の規定の実施について WTO 加盟国に追加的なガイダンスを与えるものであることが確認され、本部会では同ガイドラインの期間の規定の変更も、このような期間の規定のある他のテキストの改訂も不要と認識された。また、食品安全の緊急事態のように「少なくとも 6 ヶ月」という期間が不適切な場合があるとの意見が示された。

本部会は期間を明確にするため、「輸入食品輸入管理制度ガイドライン」の本規定に WTO 決定 (WT/MIN(01)/17) の脚注を付けることを第 28 回総会に提案することで合意した。

9 次回会合の日程及び場所

第 14 回部会は、1 年以内の開催を目処に、詳細についてはコーデックス事務局とオーストラリア事務局で調整することとされた。

FAO/WHO 合同食品規格計画第 55 回執行委員会

日時 : 2005 年 2 月 9 日 (水) ~ 2 月 11 日 (金)

場所 : ローマ (イタリア)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス委員会の戦略的計画
(a)	2008-2013 年戦略的計画の準備
(b)	コーデックス委員会及び食品規格に関する FAO 及び WHO のその他の作業についての FAO/WHO による合同評価の実施
(c)	コーデックス部会の構成及び部会・特別部会の権限の見直し
3.	新規作業の提案及び規格策定の進行状況の厳密な見直し
4.	部会及び特別部会の報告から提起された案件
5.	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
6.	FAO 及び WHO から提起されたその他の案件
(a)	科学的助言の規定に関する協議手順
(b)	科学的助言の要請に関する優先順位の確立
(c)	コーデックスの作業に係わる FAO/WHO の活動
7.	コーデックス委員会とその他の国際機関との関係
8.	第 28 回コーデックス総会の仮議題案
9.	その他の作業
10.	報告書の採択

(抜粋、仮訳)

5. 構造改革に関する提案

- 5.1 短期間で推進すべきいくつかのステップを提案する。ここで示すのは現在の仮の提案であり、これらすべてのオプションは修正することができ、いくつかは統合することができる。
- 5.2 個別食品部会については、高い優先度をもって早急に完了すべきであるという強いコンセンサスのないプロジェクトはすべて中止することを視野に入れ、Codex は現在取り組んでいるすべての作業の見直しを行うべきである。これは特に期間を延長して行われている進行の遅れている作業に当てはまる。そして、すべての既存の個別食品部会を廃止し、新しく 1 つの個別食品管理部会(CMC)を設置するべきである。CMC は、その任務として、優先課題を完了し、必要に応じて既存の食品規格の見直し、更新を行う多くの特別部会の委任事項を策定することとなるだろう。個別食品に関する新規作業についての要請は、初めに CMC に行われる。その要請には、規格の必要性を強力に裏付ける証拠が添えられる。そして、CMC は特別部会を招集するべきかどうか決定するために、これらすべての要請の優先順位をつけ、分析結果を委員会に提出するべきである。すべての特別部会は、厳選された委任事項及び限定された開催期間が与えられるべきである。特別部会は、公式会合開催の必要性を最小限にするため、通信、起草グループ、その他の手段により作業を進行させるためのあらゆる努力をするべきである。同時に、発展途上国の参加促進の必要性を考慮に入れるべきである。
- 5.3 食品添加物及び汚染物質については、Section 4.11 で示された選択肢のように、CCFAC を管理のための部会へと編成することに Codex が取り組むことを提案する。適切な委任事項に基づき、新規の食品添加物及び汚染物質管理部会は、必要な承認を行うことは継続し、現在の CCFAC の作業を終了させるが、この部会のみでは新規の作業には着手しない。JECFA に評価を依頼する食品添加物及び汚染物質に関する Codex の優先事項を決める唯一の部会としてこの管理部会を指定することで、食品添加物及び汚染物質の Codex の安全基準を設定する上での現在の混乱をおさめるのに役立つだろう。この食品添加物及び汚染物質管理部会は、今後の作業の優先順位を決め、さらに、必要な新規作業に着手するための、適切な委任事項を伴った特別部会の設置を委員会に提案する。
- 5.4 分析及びサンプリング法の検討および承認の責務が CCMAS と他の部会で分けられている状況をどのように改善するかを委員会が検討することを提案する。
- 5.5 品質と安全性の問題を明確に区別することを提案する。特に、このことは、個別食品規格から添加物、汚染物質及び衛生に関する規定を削除することを意味する。
- 5.6 新規に合併した栄養及び表示部会へ栄養に関する責務を移すことを視野に入れ、委員会が Codex の作業における栄養の適切な役割を調査することを提案する。(para 4.13 参照)
- 5.7 既存の衛生に関する部会を合併する可能性を Codex が詳細に検討するとともに、特定の食品に関する衛生規定は期限を定めた特別部会で今後は策定されることを提案する。

- 5.8 地域調整部会は、地域における体制整備を行う際の問題を考慮するに当たって重要な役割を担っている。しかしながら、Codex が改めて地域規格の役割を明らかにし、とりわけ関連地域以外での貿易摩擦を解決するために地域規格がWTOにより検討されるかどうかをWTOに確認することを提案する。もし検討されるのであれば、Codex は新規の地域規格を策定せず、国際規格設定機関としての役割に専念することを提案する。
6. 長期的事項についての追加提案
- 6.1 Codex が将来に向けて前進する上で、大幅な改革のため、以下のような漸進的アプローチを検討することを提案する。
- a) 第一に、Section 5 で示した提案を遂行する。
 - b) 第二に、Codex は規格設定に関し、すでに垂直的アプローチよりも水平的アプローチを優先するとしているので、当面はほとんどの（水平的な）一般問題部会は維持し、それらの重要かつ本質的な作業計画を継続することを提案する。最も重要な例外はCCFACであり、この部会の作業については詳細に上記に述べている。
 - c) 長期的には、Section 5.3 で提案された食品添加物及び汚染物質管理部会は、その役割が拡大され得る。理想としては、最終的には、この部会が残留農薬部会及び残留動物用医薬品部会の作業（すなわち、微生物を除くすべての食品安全に関する作業）を包括する。それにより、JECFA 及び FAO/WHO 合同残留農薬専門家会合の双方とやりとりをする唯一の Codex 部会としての役目を果たし、さらに要求された評価の優先順位をつけ、進行状況をモニタリングするよりよい立場となりうる。最終的には、この部会が、我々が提案している食品管理部会と同様の役割を果たす、すなわち技術的な作業を進めるために必要に応じて設置された、期限付き特別部会の作業を監視することを想定している。この部会により、CCFAC で直面しているいくつかの困難な問題を取り除く一方で、微生物を除く食品安全に関する作業のより戦略的な管理が行えると確信している。
- 6.2 個別食品部会およびCCFACに対し提案したモデルについての経験をCodexが蓄積するに伴い、類似のモデルを他の一般問題部会に適用させることができると確信している。よって、委員会は上記の提案を実施することにより得られた経験を監視し、その経験を踏まえて、同じ方向性での将来の変更をどの程度行っていきたいのかを決定することができるだろう。

(付属文書 1)

『コーデックス及び他の FAO/WHO 食品規格作業の評価報告』からの抜粋

4.4.3.3. 一般問題及び個別食品部会

108. 部会の役割は過去 40 年のうちで変化した。(水平的な) 一般問題部会はより重要な役割を果たすようになり、廃止または特別部会となった部会もある。この評価では、作業の明確性の不足や重複の確認されている事例(例えば、トレーサビリティや同等性)もあるが、個々の部会の組織や作業については深く調査していない。
109. コーデックス規格設置に関して提案された優先事項(第一に健康、第二に発展途上国の食品、第三に先進国の食品、四番目に健康以外の表示に関する事項)に沿って、水平的な(一般問題)部会と魚類など水平的機能も持っている(垂直的な)個別食品部会のみが残されるべきである。十分に重要だと考えられる他の個別食品に関する作業については、明確に規定された課題に取り組むために設置された期限付きの特別部会で行われるべきである。複数の部会にまたがる問題については、部会横断的な特別特別部会により、重複をなくし、規格に関する作業の効率をあげる事ができるだろう。
110. 部会および個々の会合の議題はより専門化されるべきである。これにより、一つの会合で、個別食品に関する記述、表示および健康リスク分析についての様々な事項についての課題に対応できる代表を各国が派遣する必要性をなくすべきである。また、このことにより、代表が不適格な問題に取り組むことはなくなり、健康に関する規格が健康に関連しない議題の審議で時間を取られることもなくなるという点で、非常に効率をあげる事ができる。最終的には、水平的な部会と垂直的な部会の間で規格が矛盾する可能性を、取り除かないとしても、減少させるだろう。80%の政府回答者が今後のコーデックスの作業でこれらの矛盾をなくすことを最優先で行うべきであると答えている。

提案 16: コーデックスは、一般問題および個別食品部会の作業についての検証を早急に行うべきである。この検証は、専門家による詳しい調査を含み、さらに、その後定められた予定に従って、必要に応じて合理化を行うことを視野に入れるべきである。検証では特に以下について詳細に検討するべきである。

- 合理化を視野に入れた上での現在の部会の権限
- 部会間での作業及び責務の再分配の必要性
- 部会の分割の必要性

また、

- (a) 個別食品の作業は期限付きの特別部会で行われるべきであり、
- (b) 進展の可能性および作業継続の必要性が特別部会で確認されない限り、水平的な分野の作業でも新規の部会を設置するべきではなく、
- (c) 個別食品部会での健康問題の取り扱いは必要最小限に減らすべきであり、可能な場合は関連する水平的な部会と特別部会を通じて取り扱われるべきである。

コーデックス部会の構成及び部会・特別部会の権限の検証
～第55回執行委員会報告書のポイント(抜粋)～
(para. 16-30 ALINORM 05/28/3)

1. 報告書(仮案)に対する一般的な指摘

- ・ 管理(マネジメント)問題と構造問題の分別が不十分
- ・ コーデックス戦略全体における、品目別規格(vertical)と品目横断的規格(horizontal)、食品安全と品質規格、世界(global)と地域(regional)規格の相対的重要性についての考慮が必要
- ・ 作業部会及び特別部会を活用・設置することによる全体としての会議数増加のおそれ
- ・ コストの問題と作業処理の加速化に関するより詳細な分析が必要

2. 部会構成に対するコメント

- ・ 個別品目管理部会の概念、CCFACの管理部会への改組については、執行委員会との関係を検討することが必要。
注：管理部会とは、個別規格の策定ではなく、新規作業提案の検証、既存作業の進行状況の検証、作業の優先順位の策定などの作業の管理を目的とする部会。
- ・ 作業量が膨大となっており、かつ、専門的知見が異なる添加物と汚染物質を扱うCCFACの分離は支持。

3. 今後の作業予定

- ・ 今次執行委員会の検討を踏まえて、最終報告書を作成。
- ・ 加盟国へ配布し、コメントを募集。
- ・ 6月末の執行委員会及び7月の総会で検討。
- ・ 06年の一般原則部会で具体的な提案を検討。
(予算措置を伴わないものは可能であるが、伴うものは09年以降。)